

森林・林業基本計画（骨子案）

まえがき

【森林・林業・木材産業の位置づけ】

- ・森林は多面的機能を有する「緑の社会資本」。その機能の持続的な発揮のためには、森林を適正に整備・保全する必要。
- ・林業・木材産業は、地方の経済社会の維持発展に寄与。林業生産活動を持続的に行うことで森林整備が適切になされ、木材を利用することでCO₂排出削減・炭素貯蔵に貢献。

【前基本計画の振り返り】

- ・前基本計画の下では、省力化造林の普及、林業経営体の素材生産規模拡大、木材加工流通施設の出荷額増加等の成果。
- ・人工林のうち6割が一般的に利用期に入るとされる51年生を過ぎている中で、木材供給量の目標は未達成。
- ・自然的・社会的条件の良い林業適地のゾーニングや集積・集約化が十分に進んでいないほか、林業適地における不十分な再造林等が課題。
- ・気候変動等の影響により、多様化・広範化する山地災害の発生が課題。

【方向性】

- ・森林の多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を将来にわたって確保するためには、林業適地における確実な再造林のほか、国産材の供給力強化等に集中的に取り組む必要。
- ・「ネイチャーポジティブ」の実現が求められる中、企業等の環境貢献を求める動きが強まっており、木材利用の環境貢献の「見える化」等を通じ、多様な主体の参画を得て森林の適正な整備・保全や木材利用の拡大を進めることが重要。
- ・国内新築住宅市場の縮小も見据えると、住宅分野以外でも木材利用を促進し、需要を獲得する必要。一方で、川上から川下までの情報共有の不足などサプライチェーンに課題があるため、国産材の付加価値の向上やシェア拡大は不十分。
- ・このため、国産材サプライチェーンの強靱化により正の連鎖を生み出し、持続可能な林業・木材産業を実現することが急務。
- ・本基本計画では、これらを踏まえて森林・林業・木材産業に関する施策の今後の基本的な方向を明らかとする。

第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針

1 前基本計画に基づく施策の評価等

○前基本計画に掲げた目標の進捗状況

- ・森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

育成単層林 1,000 万 ha、育成複層林 130 万 ha、天然生林 1,370 万 ha（令和7年）

⇒林業適地のゾーニングと集積・集約化が十分ではない中で、育成単層林の面積は前基本計画策定時（令和2年時点）の1,010万haから1,000万haとなった一方、育成複

層林の面積は110万haから増加せず（令和7年時点）。

- ・木材供給量・利用量の目標

40百万m³（建築用材等25百万m³、非建築用材等15百万m³）（令和7年）

⇒総需要量の増加を見込んでいたところ、実際には新型コロナウイルスの感染拡大等の影響もあって横ばいで推移したため、木材供給量・利用量は前基本計画策定時（令和元年時点）の31百万m³から燃料材を中心に増加したものの35百万m³（令和6年時点）にとどまった。

○前基本計画に基づく主な施策の評価と課題

- ・人工林のうち6割が一般的に利用期に入るとされる51年生を過ぎている中、木材供給量は増加をしたものの、目標を達成できていない。
- ・市町村森林整備計画において効率的施業森林区域を設定する仕組みを創設し、当該区域内では原則として主伐後の再造林を実施。一方で、依然として再造林における費用負担の課題や効率的施業森林区域設定が十分に進んでいないなどの理由により、林業適地において天然更新が選択され、再造林が十分に進んでいない。
- ・生物多様性保全への気運の高まりを踏まえ、生物多様性を高めるための取組を記載できるよう、森林経営計画制度を見直し。こうした取組の定着を推進することが必要。
- ・森林所有者の関心の低下が進む中、境界明確化等の条件整備が遅れており、また、市町村の事務負担や林業経営体との連携に課題。森林経営管理法に基づく林業経営体への経営管理実施権の設定も十分に進んでおらず、森林の集積・集約化の進捗が低位。このため、森林経営管理法を改正し、集約化構想の作成や所有権の移転、所有者不明森林等に関する手続の簡素化等を措置。
- ・林業経営体の素材生産規模の拡大が進展したほか、省力化造林が過半まで普及し、一定の生産性向上が見られる一方で、再造林コスト等が木材取引で十分意識されていないことなどから、林業経営は依然として厳しい状況。
- ・スマート林業技術の開発が進展。安全性・生産性の更なる向上のため開発・実装が必要。
- ・「緑の雇用」事業により継続して研修生を確保。死傷年千人率は改善傾向にあるものの、他産業との格差解消に向けて更なる改善が必要。
- ・製材工場における直送率は約5割に達し、原木流通の効率化が進展。一方、需給変動の際には、関係者間における需給情報の共有不足等が露呈。また、持続可能性に配慮した木材供給に向け、関係者間でのコスト構造等の情報の共有が不十分。国産材のシェア拡大のチャンスを必ずしも十分に活かしてきれていない状況。
- ・製材等の出荷額は増加。一方、木材加工流通施設の生産性は、国際競争力の強化に向けた安定供給の観点からは不十分。また、製材分野におけるJAS格付率が低位であるなど、今後の利用拡大に懸念。大径材の増加や高付加価値の内装材需要への対応に課題。
- ・中小地場の製材工場等では、地域ごとのニーズに対応した付加価値の高い木材製品の持続的な供給に課題。
- ・都市（まち）の木造化推進法に基づき、建築物木材利用促進協定の締結数が増加。また、

低層かつ比較的小規模の非住宅分野を中心に木材利用の取組が拡大。一方、それ以外の非住宅・中高層建築物への木材利用はなお低位。

- ・低層住宅においては、柱材等を中心に国産材の利用が拡大。国内新築住宅市場の縮小も見据えると、横架材等の国産材比率が低い部材における国産材の利用促進が課題。
- ・木材輸出額は増加しているものの、丸太の割合が大きく、付加価値の高い木材製品等の輸出拡大が課題。
- ・木質バイオマスは国産材需要を下支えしているが、地域によっては燃料材需要が急激に増加しており、需要者間での競合や森林資源の持続的利用に対して懸念。
- ・企業等の環境貢献を求める社会的気運は高まっている一方、森林整備や木材利用等を通じた環境貢献を客観的に評価する手法が十分に普及していない。
- ・木の良さや利用の意義、国産材の価値が消費者に十分に理解されておらず、住宅等に国産材を利用するインセンティブが不足。

○前基本計画策定以降の情勢変化等

- ・気候変動、生物多様性の損失など、持続性確保の観点から地球規模の課題に直面する中、「2050年ネット・ゼロ」や「ネイチャーポジティブ」といった国際的な目標を背景に、品質性能に加えて持続性が確保された木材への期待が高まった。
- ・GX（グリーンTRANSフォーメーション）の実現を通じて「2050年ネット・ゼロ」の達成を目指す動きが加速。
- ・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）が改正され、建築物ライフサイクルカーボン評価の導入も検討されるなど、木材利用効果等の「見える化」に資する動きが進展。
- ・新型コロナウイルス感染症の発生により木材需要全体が低迷し、その後、輸入材の不足・価格高騰（いわゆるウッドショック）の発生のほか、為替変動や国際情勢の変化により国産材サプライチェーン全体で急激な需要増に対応する必要に迫られるなど、国産材の需給には複合的な外部要因が働いた。
- ・リモートセンシングやAI（人工知能）に関する技術が社会に普及。
- ・地震と集中豪雨等の複合的な要因による激甚な山地災害が発生。
- ・令和7年には、記録的な少雨等の影響もあり、過去60年で最大の林野火災が発生。

2 森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向

○森林・林業・木材産業の好循環による「森の国・木の街」の実現

- ・前基本計画で掲げた「グリーン成長」の理念を発展的に継承。
- ・企業等の環境貢献を求める社会的な気運の高まりを好機とし、幅広い取組主体の参画を得て、森林資源の循環利用や多様で健全な森林づくりに向けた取組を推進。
- ・国産材の供給基盤の強化、持続可能な木材取引の実現や国産材需要の拡大により、関係者が林業・木材産業の将来に希望を持って新たな取組に挑戦できる構造を確立。
- ・これにより、森林・林業・木材産業を健全な形で次世代に継承するのに必要な好循環を

生み出し、森林の多面的機能の維持増進と社会全体のグリーン成長を図る「森の国・木の街」を実現。

○適切なゾーニングに基づく多様で健全な森林づくり

- ・期待する機能に応じたゾーニングの確実な実施と、森林経営計画制度等に基づき多様で健全な森林づくりの取組を推進。
- ・具体的には、人工林のうち、林業適地は適正な伐採と再生林を確保、それ以外は侵入広葉樹の活用等により針広混交林化等。天然林のうち、里山林等は適切な整備により利活用等を行うことで機能の維持増進を図り、それ以外は自然の推移に委ねることを基本。これらを含めて、生物多様性の保全に配慮した森林づくりを推進。
- ・森林づくりの前提となる路網を林業適地となる森林において重点的に整備。境界明確化等に向けてリモートセンシングを本格活用。
- ・改正森林経営管理法等をフル活用して個々の森林境界にとらわれない手法を含む森林の集積・集約化を加速。
- ・豪雨等の増加に対応し、「第1次国土強靱化実施中期計画」等に基づき、再生林や路網の強靱化等の森林整備及び災害発生リスクに基づく治山対策を加速。

○スマート林業技術の導入等による持続的な林業の確立

- ・適切な作業システム等の導入による生産性の向上を図る。加えて、AIも活用した林業DXと伐採・搬出・造林のスマート化により更なる安全性と生産性の向上を図る。特に、特定苗木の導入と林業機械の遠隔操作・自動運転技術等のスマート林業技術の開発・実装を促進。
- ・あわせて、能力評価の導入や個人事業者等を含めた労働安全衛生対策の徹底等により林業従事者の処遇と労働環境の改善を促進。
- ・新規事業者を含めて「長期にわたる持続的な経営」を担う多様な林業経営体の育成・確保を推進。

○国産材サプライチェーンの強靱化

- ・ICTの活用等により原木流通のコーディネート機能を強化。
- ・川上・川中・川下の関係者間で、需給動向やコスト構造、木材の持続性に関する情報の共有・相互理解を推進、合理的な価格形成が図られるサプライチェーンを構築。

○国産材の供給力強化

- ・国産材比率の低い部材等の安定供給に向けて、木材加工流通施設の生産力強化・省力化を加速するとともに、ストック機能を強化。
- ・建築分野への木材利用促進に必要な、JAS構造材等の品質性能の確かな製品の安定的・効率的な供給体制を整備。
- ・付加価値の向上に向け、今後の大径材の増加等に対応できる設備を重点的に整備すると

ともに、効果的な木取り手法等を普及。

- ・ 中小地場の製材工場等において、工務店との連携等を通じて地域ごとのニーズに対応した付加価値の高い製品の供給体制を構築。

○「木の街」の実現

- ・ 都市（まち）の木造化推進法に基づく建築物木材利用促進協定や、『森の国・木の街』づくり宣言」等を活用し、非住宅・中高層建築物の木材利用を拡大。
- ・ 木材利用の特徴・価値や国産材の合法性・持続性の「見える化」を通じて、都市等の木造化・木質化を加速。
- ・ 低層住宅においても横架材等を中心に国産材の利用拡大に資する新部材の開発や設計手法の確立等を加速。
- ・ 広葉樹材や大径材を活用した内装材等の付加価値の高い製品の開発・普及を推進。
- ・ C L T、ツーバイフォー材等の木材製品の輸出について、ターゲットを定めて拡大。
- ・ 木質系新素材の更なる開発・実装、木質バイオマスの熱利用等を促進。
- ・ 住宅メーカー等の行動変容にもつながる消費者の理解醸成に向け、心身面に与える効果を整理・発信するとともに、木の良さや利用の意義を学ぶ木育を推進。

○「森業」等による山村地域の自立的・持続的発展

- ・ 森林の総合的な活用を進め、山村地域の活性化や豊かな森林づくりにつなげる「森業」を推進。

3 施策展開に当たっての基本的な視点

○現場の多様性を踏まえた施策の展開

- ・ 我が国は多様な気候帯に属し、様々な森林生態系で構成。それに応じて管理手法も多様。
- ・ 林業経営を担う主体についても、森林所有者のほか、多種多様な経営体が参入。
- ・ 木材産業においても、地域内外の需要に応じて多様な経営戦略が存在。
- ・ このため、幅広い関係者の「現場の声」を把握し、現場の多様性を踏まえた施策を展開。

○国民理解の促進

- ・ 国民各界各層の幅広い理解を得るため、森林・林業・木材産業の果たす役割や木材利用の意義等を効果的に発信。

第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標

1 目標等の性格

- ・ 目標は、基本法に基づき、森林の整備及び保全、林業・木材産業等の事業活動や林産物の消費に関する指針として設定。
- ・ 法定の目標達成に向けて取り組むべき課題と具体的施策を明確にし、その有効性を示すための成果指標（K P I）を設定。P D C Aサイクルによる施策の見直しを実施。

2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

- ・森林の機能とこれを発揮する上での望ましい姿を例示し、「人工林」と「天然林」の区分ごとに整備及び保全の考え方を提示。天然林のうち、多面的機能の維持増進を図るため、適切な整備により利活用等を行う里山林等を「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」と細分。
- ・将来の「指向する森林の状態」に到達する過程（令和12年、令和17年及び令和27年）における森林の状態を目標として設定。

3 林産物の供給及び利用に関する目標

- ・供給量は、期待する機能の発揮に向けた森林の整備及び保全が行われた場合に、将来の利用量に対応して供給しうる木材の量（令和12年及び令和17年）を勘案して目標を設定。
- ・利用量は、今後の需要動向を見通した上で、林業・木材産業の競争力強化や木材需要の創出等が適切に進められた場合に利用される用途別の木材の量（令和12年及び令和17年）を目標として設定。

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

○持続可能な森林経営の推進

- ・市町村森林整備計画において、発揮を期待する機能に応じたゾーニングを引き続き推進。
- ・特に人工林のうち、林業適地を効率的施業森林区域に確実に設定し、主伐後の再生林の確保に向けて施策を重点化、それ以外では侵入広葉樹の活用等により針広混交林化等を推進。
- ・生物多様性を高める取組を推進するとともに、林業適地における主伐後の再生林の確保を図るため、森林経営計画制度を見直した上で、認定面積の増加に向けて計画の作成を促進。
- ・適正な伐採と更新を確保するため、伐採造林届出制度を見直し。あわせて、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に基づき、森林の土地の所有者情報の把握により効果的な指導等を推進。
- ・レーザ計測等による森林資源情報の精度向上、民有林と国有林の統合情報の公表等により高度利用を推進。

○再生林等の推進

- ・効率的施業森林区域の設定を確実に行うとともに、伐採造林届出の情報等を活用した伐採面積の効率的な把握手法を検討。
- ・花粉の少ない苗木や特定苗木の生産体制の整備等により、花粉発生源対策等を推進するとともに、苗木生産の生産性を向上。

- ・造林の省力化のため、地域の実情に応じ、スマート林業技術の開発・実装、伐採と造林の一貫作業、低密度植栽、コンテナ苗の生産、特定苗木・大苗の植栽等による下刈り回数削減等を推進。
- ・間伐等特措法等を活用して、間伐等を推進。

○森林の集積・集約化の加速

- ・改正森林経営管理法をフル活用して森林の集積・集約化を加速。その際、個々の森林境界にとらわれない集積・集約化など、効率的・効果的な手法の活用を推進。
- ・リモートセンシングを活用した森林境界の明確化と地籍調査との連携を促進。
- ・森林の土地の所有者届出制度等により得られた情報の活用等による森林所有者情報等の精度向上と森林の集積・集約化に取り組む者等に対する提供等を推進。
- ・市町村の負担軽減を図るため、都道府県等によるサポートや、改正森林経営管理法に基づく経営管理支援法人制度の活用に加え、地域林政アドバイザー、森林総合監理士等による市町村の体制整備、技術的支援等を促進。
- ・所有者不明森林については、改正森林経営管理法に基づく所有者不明森林等の特例措置の活用による適切な経営管理を促進するとともに、関係府省と連携し一体となって総合的な対策を推進。
- ・改正森林経営管理法の施行状況等も勘案し、引き続き、森林の集積・集約化の在り方やその円滑化に向けた必要な措置を検討。

○路網整備の推進

- ・林業適地となる森林のうち森林の集積・集約化を進めているような地域等において、林道と森林作業道を適切に組み合わせた路網整備を重点的に推進。あわせて、改築・改良も含めた林道の質的な向上を推進。
- ・災害の激甚化に対応するため、災害時に代替路にもなる林道の整備や、路網の機能強化・長寿命化による強靱化、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、架線集材に適した施設の整備等を推進。
- ・木材輸送量の増大と走行車両の大型化への対応や走行の安全確保等の観点から、余裕のある幅員や曲線部の拡幅、土場の設置等を推進。
- ・ICT等を活用した路網の整備や管理の効率化を推進。

○生物多様性の保全等のための多様な森林づくりの推進

- ・「ネイチャーポジティブ」の実現に向け、生物多様性の保全等に資する取組を実施。
- ・原生的な天然林等については、継続的なモニタリングに取り組みつつ厳格な保護・管理を図るとともに、森林の連続性確保等を推進。
- ・多様な伐期の設定、伐採面積の縮小・分散、伐採後の更新の確保等を推進するとともに、国有林における面的複層林施業等の先導的な取組を推進。
- ・生活の身近にある二次的な里山林等の利用を通じた継続的な保全管理等を推進。

- ・持続可能性に配慮した木材供給の促進に向け、合法性や伐採後の更新の確保、森林経営計画や森林認証に基づく生物多様性を高めるための取組を進めた上で、川中・川下へのそれらの情報の提供を推進。
- ・松くい虫被害、ナラ枯れ被害について被害の状況等に応じた駆除予防措置等を推進。
- ・シカ等による被害について、林業関係者を含む地域と連携した捕獲などを推進。
- ・クマを含む野生鳥獣の生息環境の保全・整備に向け、広葉樹林化や緩衝帯の整備等を推進。
- ・林業公社等による針広混交林化等の施業転換、奥地水源等での水源林造成事業を推進。
- ・スギ人工林の伐採・植替え、スギ材需要の拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大等により花粉の少ない森林への転換を推進。

○気候変動対策の推進

- ・森林はCO₂吸収・炭素貯蔵、木材利用はCO₂排出削減・炭素貯蔵に寄与。森林・林業・木材産業の各分野において、「2050年ネット・ゼロ」に貢献。
- ・中長期的な森林吸収量の確保を図るため、適切な森林整備や保安林等の保全管理を引き続き推進。
- ・住宅の国産材利用、非住宅・中高層建築物の木造化や、未利用材等の木質バイオマスの利用等を推進。
- ・気候変動に伴う山地災害への対応や、森林・林業分野に与える影響についての調査・研究等の適応策を推進。

○国土の保全等の推進

- ・保安林の保全管理等を推進。林地開発許可制度を通じて森林の適正な利用を確保。盛土規制法に基づき災害防止の取組を推進。
- ・太陽光発電設備の設置に係る開発については、関係府省連携の下、地域との共生が図られるよう、その特殊性を踏まえて見直した林地開発許可制度の適正な運用を推進。
- ・山地災害危険地区の見直しを踏まえた土砂・流木の流出抑制対策を推進。
- ・複合的な要因による災害の発生や野生鳥獣の食害等による山地災害防止機能の低下の懸念等を踏まえ、レーザ計測の活用など効率的・効果的な治山対策を推進。
- ・大規模災害時に地方公共団体の要請により、国直轄事業等による集中的な復旧を実施。
- ・林野火災予防の広報の強化、被災森林の早期復旧等を推進。

○研究・技術開発及びその普及

- ・研究・技術開発戦略を見直し、異業種とも連携しつつ、戦略的・計画的に推進。
- ・環境変動対策の高度化や木質資源の高度利用のための研究開発等を推進し、得られた成果等を林業普及指導員の適切な設置と現場への普及により、社会に還元。
- ・産学官連携の研究開発プラットフォームの活動を活発化させ、他分野も含めた連携を強化。

○森林を活用した山村地域の発展

- ・付加価値の高い木材製品の生産力強化や未利用材の熱利用等による地域内エコシステムの構築等により、林業・木材産業の成長発展を通じた地域内での経済循環を推進。
- ・自伐型林業等の専ら自家労働等により木材生産等を実施する民間事業者の取組や、きのこの等の特用林産物、広葉樹等の地域資源の活用を促進。
- ・林業大学校等への就学、地域おこし協力隊への参加等を契機とした移住・定住を促進。
- ・森林の多様な生態系サービスの提供・活用により、人と森林の関係を深めるとともに、林業と相まって森林所有者に利益を生み出し、豊かな森林づくりにつなげる取組として「森業」を推進。
- ・森林由来J-クレジットの取引の更なる活性化に向けて、セミナー等を通じた企業と地域との連携事例の発信等を推進。
- ・緑の少年団の活動等を通じて、子供たちの森林・山村への理解・関心を向上。

○国民参加の森林づくり等の推進

- ・森林整備に対する国民理解の醸成に向け、国民一人一人が負担を分かち合う森林環境譲与税を活用した森林整備や人材の育成・確保、木材利用の促進等と、当該税の使途の公表や活用事例の横展開を推進。
- ・全国植樹祭等の緑化行事の開催等を通じた普及啓発活動を促進。
- ・学校教育等における教育プログラムの開発など森林環境教育を充実。

○国際的な協調及び貢献

- ・SDGsや国連森林戦略計画等の実現を図るため、二国間・地域間・多国間での政策対話、気候変動や生物多様性の枠組みの実施ルールや目標設定に係る議論等に参画。
- ・国際機関等のプロジェクトへの人材派遣や資金拠出、民間企業等によるREDD+（レッドプラス）や植林の促進、海外に適用できる森林技術の開発・普及などを推進。

2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

○望ましい林業構造の確立

- ・林業経営が目指すべき方向として「長期にわたる持続的な経営」を引き続き提示。
- ・これを担う多様な主体として、長期間経営し得る権利等を取得した森林組合や民間事業者、一定面積を所有等する森林所有者を例示。
- ・適切な作業システムの導入等とともに、スマート林業の展開により安全性と生産性を向上。
- ・具体的には、AIも活用した林業DX、林業機械の遠隔操作・自動運転技術等の開発・実装による伐採・搬出・造林のスマート化、機械化を前提とした施業方法の検討・転換、自動運転に必要な通信技術の開発、ゲノム情報を活用した品種開発、細胞増殖技術による苗木生産等を推進。

○林業経営体の育成及び確保

【長期的な経営の確保】

- ・ 森林を長期間経営し得る権利等の取得を通じ、地域の特性に応じた事業量の確保を促進。具体的には、改正森林経営管理法による集積・集約化や、リモートセンシングを活用した森林境界の明確化、地籍調査との連携等を推進。
- ・ 森林組合系統による森林経営事業等を促進。
- ・ 素材生産者と造林者の連携、新規事業者等の多様な林業経営体の育成等を促進。

【経営基盤及び経営力の強化】

- ・ 森林施業プランナーの育成強化により、集積・集約化を促進。
- ・ 森林組合系統の合併・事業連携等を促進。
- ・ 木材の有利販売等を担う森林経営プランナーの育成や事業者間連携を通じた販売力強化を推進。
- ・ 創業間もない経営体に対して、資金調達の円滑化を促進。
- ・ 国有林野事業による安定的事業発注や樹木採取権制度、造林事業付きの立木システム販売等を通じた林業経営体の経営基盤強化を推進。

【生産性の向上】

- ・ 林業機械の導入、路網整備と適切に組み合わせた作業システムの導入を促進。
- ・ スマート林業技術の開発・実装や特定苗木、コンテナ苗等の活用を推進。

【社会的責任を果たす取組の推進】

- ・ 伐採と造林に関する自主行動規範の策定や書面契約の締結等を促進。
- ・ 合法伐採木材等の流通及び利用に係る取組を促進。

○人材の確保・育成・定着

- ・ 「緑の雇用」事業等により、林業大学校等で学ぶ者や新規就業者の育成へのサポート、スマート林業技術等に係る研修など多様なキャリアに対応した段階的・体系的な人材育成・定着を推進。
- ・ 特定技能制度等による外国人材の受入れ環境整備や地域間・産業間連携等を推進。
- ・ 林業高校に対して、国や研究機関等による講師派遣、森林・林業の情報提供等を実施。
- ・ 女性林業関係者のネットワーク化、林福連携を推進。
- ・ 誰もが働きやすい職場環境の整備等を推進。

○林業従事者の労働環境の改善

- ・ 林業経営体の収益性向上、通年雇用化、技能検定制度の活用による能力評価等を通じ、キャリアに応じた処遇改善、他産業並みの所得水準確保を目指す。
- ・ 働きやすい環境整備に向け、作業の省力化、衛生施設の整備等を推進。
- ・ 死傷年千人率半減に向け、労働安全対策を強化。経営者と従事者の双方の意識改革を進めるとともに、研修の実施や資格の取得、安全衛生装備・装置の導入等を推進。加えて、

スマート林業技術の開発・実装や安全確保ガイドラインの整備等を推進。

- ・他産業での災害防止対策も参考に、労働災害の発生原因に応じた取組を重点的に実施。

○森林保険による損失の補填

- ・制度の普及と加入の促進、保険料率の見直し等の商品改定によりサービス向上を推進。

○特用林産物の生産振興

- ・山村地域における農林複合的な収入確保に重要なきのこ、木炭、漆等について、ほだ場など生産基盤の整備、生産販売に係るノウハウの情報提供、消費者ニーズに対応した商品開発、付加価値の高い品目を中心とした輸出等を推進。

3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

○国産材サプライチェーンの強靱化

- ・ICTの活用等により原木流通のコーディネート機能を強化するなど、商流・情報流・物流において、地域の実情に応じた合理化・効率化を推進。
- ・需給バランスの確保に向けて、需給情報の共有等を推進。
- ・コストデータの算出手法の普及や立木価格調査などコストに関する情報の整理・共有、適正取引推進ガイドラインに基づく商慣習の見直し等を進めつつ、クリーンウッド法の仕組み等を活用し、合法性のみならず、森林経営計画や森林認証等に関する情報伝達を促進するなど、持続可能な木材取引に向けた条件整備を推進。
- ・こうした取組等を通じて、再造林を含むコスト構造の相互理解や、国産材の合法性・持続性の市場への訴求を促進し、合理的な価格形成が図られるサプライチェーンを構築。

○国産材の供給力強化

【木材製品の安定供給】

- ・非住宅分野向け部材や国産材比率の低い横架材等の供給力を重点的に強化。
- ・施設の生産力の強化や企業間連携を加速するとともに、ストック機能を強化。
- ・JAS製品の供給力強化に向けた施設整備等を推進。
- ・JASについて、利用実態に即して区分や基準を見直すとともに、認証業務における省人化等を推進。

【付加価値の高い製品の供給】

- ・大径材の増加や内装材等の需要に対応できる設備を重点的に整備するとともに、効果的な木取りの手法等を普及。あわせて、付加価値の高い平角材や内装用の板材等の需要拡大を推進。
- ・中小地場の製材工場等について、工務店等との連携等を通じて地域ごとのニーズに対応した付加価値の高い木材製品の顔の見える供給体制を構築。
- ・需要側と供給側が集うプラットフォームの設立により、広葉樹材のサプライチェーンの構築を促進。

【木材産業における人材確保】

- ・自動化やDXによる施設の無人化・省力化を図るとともに、安全装置の導入等による労働環境の整備を図り、国内人材の確保を推進。
- ・特定技能制度等による外国人材の受入れ・定着等を推進。

○都市（まち）の木造化等の促進

【公共及び民間建築物の木造化・木質化の促進】

- ・都市（まち）の木造化推進法に基づき、国が率先して、公共建築物の木造化・木質化を推進するとともに、建築物木材利用促進協定の締結や「『森の国・木の街』づくり宣言」を進め、民間事業者等の木造化・木質化の取組を促進。
- ・建築物ライフサイクルカーボンの評価、改正SHK制度等の活用による、木材利用の環境貢献の見える化を促進。

【非住宅・中高層建築分野における木材利用の促進】

- ・非住宅・中高層建築物については、木材利用が進展している分野を中心とした一般流通材による標準設計の開発・普及や、競争力のある耐火部材等の開発、CLT・集成材の寸法標準化等を推進。
- ・木造建築に携わる設計者等の育成、施工者における木造化のノウハウの蓄積を推進。

【住宅分野等における国産材の利用促進】

- ・低層住宅については、国産材を活用した横架材、ツーバイフォー工法用部材の商品開発・設計手法の確立等により需要を拡大。
- ・リフォーム需要への対応や非住宅建築物の木質化に向け、広葉樹材や大径材から生産される板材等を活用した内装材の開発等を推進。

【土木分野等における木材利用の促進】

- ・地盤改良等向け木材の炭素貯蔵効果の見える化など、土木分野における木材利用を促進。
- ・コンクリート型枠用合板の国産材利用、仮設住宅の木造化等を促進。

○木材等の輸出促進

- ・「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、輸出先国等のニーズや規格・基準に対応した木材製品の輸出を戦略的に拡大。
- ・製材及び合板を「輸出重点品目」とし、輸出産地の育成等に向け、原木の生産基盤強化、輸出先の規格・基準に対応したツーバイフォー材等を製造する加工施設の整備等を推進。
- ・CLT等の新規市場開拓に向けた市場調査、認知度向上、販路開拓等を推進するとともに、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）登録を通じた企業間連携を強化。

○木質バイオマスの利用

- ・改質リグニンの大規模製造技術の確立に加え、セルロースナノファイバー等の木質系新素材の開発・需要拡大を促進。
- ・木質バイオマス発電事業の自立化に向けて、燃料材の安定的・効率的な供給が重要。未

利用材活用やカスケード利用を基本とし、熱利用・熱電併給等を推進。

- ・ F I T ・ F I P 制度の事業計画認定の際、都道府県が地域の森林資源の保続、既存需要との競合等を事前確認。

○木育等を通じた消費者等の理解の醸成

- ・ 木材利用促進月間を中心とした情報発信等を通じ、国民運動としての「木づかい運動」を推進。また、心身面等に与える効果を整理・発信。
- ・ 関係府省、地方公共団体や民間事業者との連携、学校教育等における教育プログラムの充実等により、木の良さや利用の意義を学ぶ木育を推進。
- ・ 消費者・実需者が選択できるよう、クリーンウッド法に基づき合法伐採木材等を明確化。

○林産物の輸入

- ・ 国際的な枠組みの中で、持続可能な森林経営、違法伐採対策、輸出入に関する規制等の情報の収集・交換・分析の充実などを通じて、他国との連携を推進。

4 国有林野の管理及び経営に関する施策

- ・ 公益を重視し、国自らが責任を持って一元的に管理経営を実施。
- ・ 多様で健全な森林がバランス良く配置されるよう取り組むとともに、「保護林」や「緑の回廊」として適切に保護・管理するなど、国有林野の総体として生物多様性を高める取組を実施。また、造林の省力化や先端技術を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証等を先導的に実施。
- ・ 重要かつ緊要度が高いインフラ施設周辺等における計画的な治山対策等を推進。また、災害に強く大規模災害時に公道の代替路となり得る林道の改良等を推進。
- ・ 森林共同施業団地を核とした効率的な施業の実施など、地域の森林の集積・集約化をリードする取組を推進。また、まとまった事業発注等に加え、樹木採取権制度や造林事業付きのシステム販売等を推進し、林業経営体等の事業量の確保に貢献。
- ・ 地域の市況等を踏まえた立木販売の実施などにより、国有林材を機動的に供給するとともに、立木販売結果の公表を通じ、各地域での立木価格の相場観の形成に寄与。
- ・ 上記施策の展開に向けた検討を進め、「国有林野の管理経営に関する基本計画」を変更。

5 その他横断的に推進すべき施策

○デジタル技術の活用の推進

- ・ レーザ計測等による森林資源情報の精度向上、森林境界データのデジタル化を推進するとともに、オープンデータ化等を推進。
- ・ 関係者が一体となって、地域全体で林業D Xを推進。
- ・ 森林土木分野において I C T 等の施工現場への導入を促進。

○東日本大震災からの復興・創生

- ・木材製品等のモニタリング、安全性が確認されたきのこ・山菜類等の出荷、福島県産材の活用、帰還困難区域を含む森林整備等を推進。

6 団体に関する施策

森林組合については、林業所得の増大に最大限貢献し、森林所有者の森林への関心を高めるため、市町村等と連携した森林管理体制の確立、主伐・再造林等の森林資源の循環利用、木材販売力の強化等の取組を促進。

第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な施策

- ・「みどりの食料システム戦略」に掲げる取組を推進。
- ・森林・林業・木材産業への民間活力の取り込みを促進。
- ・効果的な広報活動等により施策の趣旨・内容等に対する理解を醸成。
- ・財政措置を効率的かつ重点的に運用。